

鳥取市補助金カルテ

NO.	016	担当課	危機管理課	外線	0857-30-8034
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市自主防災会連合会補助金				
概要	鳥取市自主防災会連合会の活動費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策4101）地域防災力の向上				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	全地区における地区防災訓練の実施。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	自主防災会連合会補助金					
R8予算	22,951千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	事業費(啓発費、組織育成費、結成補助費、活動補助費)22,252千円、表彰費300千円、会議費40千円、事務費360千円 ※雑収入1千円除く			R7 (見込)	1	22,630
				R6	1	24,630
				R5	1	22,869
				R4	1	13,837
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費, その他(地方債)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市自主防災会連合会
交付要件	災害発生による被害を防止し、軽減するため、防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資材の整備等を行うことを目的とする自主防災会（810の町内会）で組織される鳥取市自主防災会連合会が活動に要する経費。
対象経費	事業費（啓発費、組織育成費、結成補助費、活動補助費）、表彰費、会議費、事務費、予備費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	100.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-5, 2-7 補助がなければ事業を行うことのできない小規模自主防災会の活動を支援するためには本連合会が重要だが、自己資金がないため。
公益性	-
公平性	4-2 自主防災会連合会の規約により、事務局を鳥取市危機管理課、各総合支所地域振興課に設置している。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	地域の防災力の向上、災害に強いまちづくりを推進するため、継続して自主防災組織の活性化を図っていく。
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	017	担当課	危機管理課	外線	0857-30-8034
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市感震ブレーカー設置支援事業補助金				
概要	感震ブレーカーの設置経費の補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例第4条第1項				
創設年度	R6	終期	R8年度末で効果検証		
効果目標	感震ブレーカーの設置件数の増加。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	感震ブレーカー設置促進事業費					
R 8 予算	1,600千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	40世帯×40千円(上限額) ※住宅新築の場合は上限20千円			R 7 (見込)	100	3,300
				R 6	40	1,080
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	40千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人（世帯）
交付要件	居住している住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者、または、自らが居住するための住宅を新築する者であって、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとするもの。
対象経費	補助対象機器に係る購入費及びその設置に要する費用。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-